

(趣旨)

第1条 本市が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、直営、請負又は委託によるものとする。

(直営又は委託による工事)

第3条 工事は、次に掲げる場合においては、直営で執行する。

- (1) 請負に付することが、不相当と認められるとき。
- (2) 特に緊急を要し、請負契約又は委託契約を締結する暇がないとき。
- (3) 請負契約又は委託契約を締結することができないとき。
- (4) 特に直営とする必要があると認めるとき。

2 直営又は委託による工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(入札参加申込)

第4条 入札に参加しようとする者は、市長が別に定めるところにより、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出すべき期日及び方法については、あらかじめ公示するものとする。

(入札書)

第5条 入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札に際し入札書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(代理人及び委任状)

第6条 入札者が代理人を使用して入札させようとするときは、委任状を提出しなければならない。

- 2 代理人は、同一の入札について、2人以上の代理をすることができない。
- 3 入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることができない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 鹿沼市財務規則（昭和39年鹿沼市規則第7号）第66条の規定による入札保証金を納入しなかったとき、又は入札保証金の額が見積金額の100分の5未満であったとき。
- (3) 第5条又は第6条の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が同一の入札について2以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
- (6) 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

2 前項第6号に該当する場合には、当該工事場所に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることができる。

(落札通知)

第9条 市長は、落札後直ちに落札者に文書又は口頭をもってその旨を通知する。

(請負契約の締結)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内（鹿沼市の議会及び執行機関の休日を定める条例（平成元年鹿沼市条例第4号）に規定する休日は、当該期間に算入しない。）に鹿沼市建設工事請負契約書（様式第2号。以下「契約書」という。）を作成して市長に提出するものとする。ただし、その請負契約に係る請負代金額が200万円未満のときは、建設工事請書（様式第3号）に代えることができる。

2 前項の期間内に契約書を提出しないときは、その落札は効力を失う。

3 請負代金額の変更その他工事の内容等に変更があるときは、請負契約を変更しなければならない。この場合において、請負者は、遅滞なく鹿沼市建設工事変更請負契約書（様式第4号）又は建設工事変更請書（様式第5号）を作成して市長に提出しなければならない。

(工事に係る契約保証金の免除の特例)

第11条 市長は、予定価格が500万円以上の工事の請負契約を締結しようとするときは、鹿沼市財務規則第81条第1項第3号及び第6号の規定にかかわらず、当該契約に係る契約保証金を免除しないものとする。

(前金払)

第12条 市長は、次の表の左欄に掲げる契約については、前金払をすることができる。この場合に

において、当該契約に係る前金払の限度額は、市長が特に認める場合を除き、1契約1会計年度につき、同欄に掲げる契約区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

契約区分	金額
1 請負代金の額が50万円以上の工事請負契約	請負代金の額（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。第3項において同じ。）に100分の40を乗じて得た額（10万円未満は、切り捨てる。）。ただし、鹿沼市低入札価格取扱要綱（平成13年鹿沼市告示第47号）第6条第3項の規定による調査の結果、落札した契約にあっては、100分の20を乗じて得た額（10万円未満は、切り捨てる。）。）
2 業務委託料が50万円以上の測量・調査及び設計業務の委託契約	業務委託料（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額）に100分の30を乗じて得た額（10万円未満は、切り捨てる。）。）

- 2 市長は、第1項の表第1号の契約区分欄に掲げる契約のうち、請負代金の額が300万円以上の契約に係る支出については、中間前金払（同項の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下この項において同じ。）の方法によることができる。この場合において、当該支出に係る中間前金払の限度額は、1契約1会計年度につき、請負代金の額に100分の20を乗じて得た額とする。（部分払）

第13条 市長は、契約により、工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の買入れの契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に工事費又は代価の一部を支払うことができる。

- 2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造その他の請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9を、物件の買入れの契約にあってはその既納部分に対する代価を超えないものとする。ただし、その性質上可分の工事又は製造その他の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。
- 3 前2項の規定による工事又は製造その他の請負契約に係る完済部分に対する代価の支払をする場合における部分払の回数は、次の表の請負代金の額の区分に応じ、同表に定める回数によるものとする。

請負代金の額（又は出来高予	単年度に係る契約	債務負担行為等に係る契約
---------------	----------	--------------

定額) の区分		契約年度中	2年度以降
1千万円未満	1回以内	1回以内	1回以内
1千万円以上5千万円未満	2回以内	2回以内	2回以内
5千万円以上1億円未満	3回以内	3回以内	3回以内
1億円以上	3回以内	発注者と請負者が協議して定めるものとし、4回を限度とする。	

(準用)

第14条 第5条、第6条、第9条及び第10条の規定は、随意契約における場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第5条	入札に参加する者（以下「入札者」という。）	随意契約について見積書を提出しようとする者（以下「見積者」という。）
	入札	随意契約
	入札書	見積書
第6条第1項	入札者	見積者
	入札させようとするときは	見積書を提出させようとするときは
第6条第2項	入札	随意契約
第6条第3項	入札者	見積者
	入札	随意契約
第9条	落札後	契約の相手方を決定後
	落札者	当該契約の相手方
第10条第2項	落札	契約の相手方の決定